



八戸市 小学校スポーツ活動・中学校運動部活動指針 概要版 = 中学校編 =



八戸市教育委員会

1 はじめに

市教育委員会では、本市の生徒にとって、望ましい中学校運動部活動を推進していくため、スポーツ庁による「運動部活動に関する総合的なガイドライン」及び県の運動部活動の指針との整合性を図りながら指針を策定しました。

また、本市の実態に即した内容とするため、「本市の現状と課題」を踏まえて「方向性」「休養日等の設定」「適切な運営」「適切な指導」等について示しました。

保護者の皆様には、「概要版」及び「指針」を御一読いただき、中学校運動部活動への御理解をいただくとともに、今後ますます生徒にとって望ましい運動部活動が進められるよう御協力をお願い申し上げます。

なお、文化部活動についても、当面の間は、本指針に準じて活動することとしています。

2 本市の現状と課題

- ・生徒数の減少により、「団体競技において単独校でチーム編成できない」「部活動の種目数を減らさざるを得ない」状況となっている。
- ・教員配置数の減少により、部活動に対する顧問の負担が大きい。
- ・休養日や活動時間について各学校や各部活動によって差が見られる。等

3 本市における運動部活動の方向性

(1) 適切な運動部活動運営に向けた環境づくりを推進します

現在及び今後の生徒数、教員数の推移を踏まえ、指導内容の充実、生徒の体力の向上や健康の増進、教員の長時間勤務の解消等の観点から、適正かつ円滑に運動部活動を実施できるよう、「1つの部活動に複数の顧問を配置する」等の体制整備を検討していきます。

(2) 望ましい活動時間等の共通実践を進めます

平日・週末の休養日や活動時間については、生徒の発達段階を考慮し、過度な負担とならないよう、本指針をもとに各学校が適切な休養日や活動時間等を定め、教員、保護者等で共通理解を図るとともに、中学校長会においても随時共通理解を図りながら、本市全体で共通実践が徹底されるよう促進していきます。

4 運動部活動における適切な休養日等の設定

- 本市の休養日等の設定にあたっては、以下に基づき設定しています。
- ◎スポーツ庁のガイドライン、県の運動部活動の指針に準じて設定
- ◎「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（日本体育協会）を参考に設定
 - ・休養日は週あたり1～2日以上、週あたりの活動時間は16時間未満

(1) 休養日の設定

- ① 週あたり2日以上 of 休養日を設定する。
 - ・平日は1日以上、週末のいずれかを休養日
- ② 長期休業中については、「学期中に準じた扱い」または、「週末のいずれか1日を休養日とし、週あたりの活動時間における上限を16時間未満とする扱い」のいずれかとする。
 - ・学校閉庁日や年末・年始休業等を活用し、ある程度長期の休養期間を設定
- ③ テスト期間については、部活動は行わない。

(2) 活動時間の設定

- ① 平日の活動時間は2時間程度、週末の活動時間は3時間程度とする。
- ② 長期休業中の活動時間については、週末の活動時間に準じて3時間程度とする。
(＊休養日が週末1日の場合、週の活動時間の上限16時間未満)
- ③ 生徒の退下完了時刻は、4月から9月は午後6時30分、10月から3月は午後6時
・スピード・フィギュア・ホッケー部の退下完了時刻は、例外とする。(シーズン中)
- ④ 生徒の学習や生活への影響を考慮し、原則、時間を延長しての活動は行わない。
 - ◎生徒及び保護者からの要請を受けて顧問も同意した場合、校長の判断のもと、以下の場合に限って時間を延長しての活動を可能とする。
 - ・運動部…中学校体育連盟が主催する夏季・秋季・冬季大会の前3週間
 - ・吹奏楽部…連盟が主催する吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテストの前3週間
 - ・合唱部…NHK音楽コンクール・全日本合唱コンクールの前3週間
 - ◎生徒の退下完了時刻は、4月から9月は午後7時、10月から3月は午後6時30分
・延長を行った場合は、大会後に十分な休養を確保
- ⑤ 朝練習については行わない。

(3) 練習試合や大会への参加

- ① 練習試合や参加する大会数は、生徒や保護者への過度な負担とならないよう十分に配慮する。
- ② 交通手段については、公共交通機関、貸切バス、タクシー等の利用、もしくは、保護者の自家用車を原則とし、教職員が生徒を自家用車に同乗させて移動することは禁止する。

5 適切な運営について

望ましい運営に向けた取組

■ スポーツ庁では、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するため、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」で以下のように示しています。

- ① 都道府県は、「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。
- ② 市区町村教育委員会は、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- ③ 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

このことを踏まえ、本市の指針では、適切に運営するための配慮事項を示すとともに、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定するよう定めました。

今後、文化部も含めた部活動は、以下のように進めていきます。

「学校の部活動に係る活動方針」をもとに部活動を運営する

- ・本市の指針に準じて、校長が「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ・「学校の部活動に係る活動方針」のもと、教職員で共通理解を図り、部活動を運営する。

適切な部活動数の設置

- ・生徒や教職員数等を踏まえ、円滑に進められるよう適切な部活動数を設置する。

年間計画・活動計画の周知

- ・顧問は、学校の「活動方針」のもと、年間計画・活動計画を保護者へ周知する。

6 適切な指導について

望ましい指導に向けた取組

◎ 発達の段階にある生徒の心身を育むという視点を忘れず、活動方針に沿うとともに、以下のような指導が大切になります。

生徒の自主性や自発的な活動を促す指導

- ・生徒自身による目標や課題の設定
- ・生徒の発達の段階を考慮した指導

豊かな人間性や社会性を育む指導

- ・生徒とのコミュニケーションを大切にした指導
- ・生徒のよさを認め、励ます指導

児童の健康・安全に配慮した指導

- ・生徒の健康状態の把握
- ・施設の安全点検や練習中の安全確認

体罰禁止の徹底

- ・肉体的苦痛を与えない（殴る、蹴る等）
- ・人格を否定するような発言をしない等

7 事故防止のための安全管理

けがや事故を防止し、安全に活動するための取組

生徒の健康管理と配慮事項

- ・生徒の健康状態を事前に把握する。
- ・活動中の体調、心の状態を把握する。

緊急時の連絡体制・事故発生時の対応

- ・緊急時の連絡体制を整備する。
(保護者、学校や医療機関等)
- ・事故発生時の緊急対応を教職員で共通理解する。【指針 P 46】

活動場所・器具の安全点検

- ・定期の安全点検、日常の安全点検を行う。

環境条件に応じた配慮

- ・天候へ配慮して活動する。
- ・熱中症予防に努める。【指針 P 47～49】

◎事故防止のためには、顧問と保護者との連携が必要不可欠です。生徒の体調等について、情報共有を図ることが大切です。

8 スポーツ障害・外傷の予防と応急手当

スポーツ障害・外傷を予防するための取組

スポーツ障害・外傷について

	スポーツ障害	スポーツ外傷
発生の原因	身体の局所に弱い力が繰り返し加わり、軟部組織が損傷する	一度に強い力が加わることで生じる
運動制限	適切な配慮のもと運動可	完治するまで運動不可

スポーツ障害・外傷の予防のための配慮事項

- ・個人差を考慮したトレーニングをする。
- ・工夫した多様なトレーニングをする。
- ・ウォーミングアップとクーリングダウンの時間を十分にとる。
- ・「栄養・運動・睡眠」のバランスを生徒に考えさせる。
- ・食事の量、栄養バランスを生徒に意識させる。

【指針 P 51】

スポーツ障害・外傷に対する応急手当

- ・一次救命処置（身体状態の把握と確認）【指針 P 53】
 - ・悪化の防止（R I C E <ライス> 処置）【指針 P 54】
- 詳細な応急手当の手順は「スポーツ事故防止ハンドブック」を参照

◎保護者の皆様も、応急手当等について御確認ください。

「八戸市小学校スポーツ活動・中学校運動部活動指針」

- 「八戸市ウェブサイト」>「子育て・学校」>「教育」に掲載しています。

検索

U R L : https://www.city.hachinohe.aomori.jp/kosodate_gakko/kyoiku/8397.html